



## 別紙 2

建管第 517 号

令和 3 年 (2021 年) 8 月 3 日

建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第68回本部会議」における決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、8月2日から8月31日までの間、北海道がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことを受け、本道におけるまん延防止等重点措置の実施内容等について、別添のとおり決定しましたので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

## 1 送付資料

(1) 通知文 (知事)

(2) 北海道におけるまん延防止等重点措置について

## 2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

## 【建設現場における具体的な対策】

- |  |   |
|--|---|
| ○ 熱中症リスク軽減の対策  | 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷感素材等を用いたマスクの活用</li> <li>・ 現場作業において特に不要な場合は適宜マスクを外す</li> <li>・ テント付きの屋外休憩所の設置</li> </ul>  |   |
| ○ 現場事務所及び作業員宿舎における対策   | 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人間隔の確保や窓等の開放による換気</li> <li>・ 時間差による打合せ・食事等の分散化や打合せ時間の短縮</li> <li>・ 車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化</li> <li>・ 消毒液 (アルコール等) の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒</li> </ul> |   |
| ○ 現場作業や移動時における対策   | 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避</li> <li>・ 車両での移動時の同乗、相乗りを避け個別の移動を励行</li> <li>・ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底</li> </ul>  |   |

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和3年(2021年)7月31日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第68回本部会議」に  
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の下、8月2日から8月31日までの間、北海道がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことを受け、本道におけるまん延防止等重点措置の実施内容等について、別添のとおり決定しました。

つきましては、皆様におかれましても、これからお盆時期を迎えるに当たり、全道への感染拡大を食い止めるため、札幌市内における飲食店等での営業時間の短縮・酒類提供の自粛をはじめ、出勤者数の7割削減を目指した在宅勤務の徹底など、この度の決定内容について、御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

<送付資料>

「北海道におけるまん延防止等重点措置について」

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部〕  
指揮室 企画班 電話：011-206-0368